

22023 アルナックス

初版作成日：2023/4/20

## 安全データシート

### 1. 化学品及び会社情報

化学品の名称：

製品名称：アルナックス

製品番号 (SDS NO)：22023

供給者の会社名称、住所及び電話番号

供給者の会社名称：日本全薬工業株式会社

住所：〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台1丁目2番6号 駿河台ビル 2F

担当部署：事業開発部

電話番号：03-5282-2483

緊急連絡先電話：024-945-2300(代表)

本製品に関するその他の情報については、別添資料をご参照ください。

# 安全データシート

## 1. 化学品及び会社情報

製品名	アルナックス
供給者の会社名称, 住所及び電話番号	
会社名	住化エンバイロメンタルサイエンス株式会社
住所	大阪府大阪市中央区道修町二丁目2番8号
担当部門	RC部
電話番号	06-6223-7543
FAX番号	06-6210-1810
推奨用途	殺虫剤(動物用医薬品)

## 2. 危険有害性の要約

GHS分類  
分類基準に該当しない。以下ラベル要素は項目自体削除。

## 3. 組成及び成分情報

単一化学物質・混合物の区別 混合物

化学名及び一般名

成分名	CAS No.	含有量
チオリン酸O,O-ジメチル-O-(3-メチル-4-ニトロフェニル)(別名フェニトロチオン又はMEP)	122-14-5	5%
ピペロニルブトキシド	51-03-6	15%
d-T80-レスメトリン	10453-86-8	5%
エチルベンゼン	100-41-4	0.1~1%
キシレン	1330-20-7	0.3~1%
鉱油	登録済	50~60%
2,6-ジ-ターシャリ-ブチル-4-クレゾール(BHT)	128-37-0	0.1~1%

危険有害成分

化学物質管理促進法(PRTR法)	
第一種指定化学物質	フェニトロチオン No.251
第二種指定化学物質	レスメトリン No.86
化学物質管理促進法(PRTR法) (令和5年4月1日施行) (カッコ内は管理番号)	
フェニトロチオン (No.251)、ピペロニルブトキシド(No.809)	
労働安全衛生法	
第57条 表示対象物質	フェニトロチオン No.349、鉱油 No.168 キシレン No.136、エチルベンゼン No.70、
第57条の2 通知対象物質	フェニトロチオン No.349、鉱油 No.168 キシレン No.136、エチルベンゼン No.70、 2,6-ジ-ターシャリ-ブチル-4-クレゾール No.262
毒物及び劇物取締法	非該当

## 4. 応急措置

吸入した場合:	被災者を直ちに空気の新鮮な場所に移動させ、安静にし、当該SDSや製品ラベル情報を医師に示して直ちに医療機関で手当てを受ける。
皮膚に付着した場合:	汚染された衣類、靴を脱がせ、速やかに製品に触れた部分を大量の水または微温湯と石鹸で洗浄する。外観に変化がみられたり、痛みが続く場合は直ちに医療機関で手当てを受ける。
眼に入った場合:	直ちに大量の清浄な水でまぶたの裏も含めて最低15分間注意深く洗浄した後、眼科で手当てを受ける。

飲み込んだ場合: 直ちに水でよく口の中を洗浄し、医療機関で手当てを受ける。嘔吐物は飲み込ませないようにする。  
無理に吐かせないで、医師の手当てを受ける。口の中が汚染されている場合は、水で十分洗う。揮発性液体なので、吐き出させるとかえって危険性が増大する。

## 5. 火災時の措置

適切な消火剤: 水[×] 炭酸ガス[○] 泡[○] 粉末[○] 乾燥砂[○]  
使ってはならない消火剤: 棒状の水を放射する消火器は使用しない

## 6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置:

- ・ 屋内の場合、処理が終わるまで十分に換気を行う。
- ・ 作業の際には必ず保護具(有機ガス用防毒マスク、耐溶剤性手袋、保護眼鏡、保護衣等)を着用し、飛沫等が皮膚に付着したり、噴霧粒子を吸入しないようにする。

環境に対する注意事項:

- ・ 流出した製品が河川等に混入し、環境へ影響を起こさないように注意する。
- ・ 漏出物は乾燥砂、土その他不燃性のものに吸収させてスコップ、ウエス等ですくい取りまたは掃き集めて回収する。大量の流出には盛土で囲って流出を防止する。
- ・ 回収物は密閉できる空容器に回収し、関連法規に基づいて処置する。

封じ込め及び浄化の方法及び機材:

## 7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い:

- ・ 換気の良い場所で取り扱う。
- ・ 容器はその都度密栓する。
- ・ 皮膚、粘膜、又は着衣に付着したり、眼に入らないように適切な保護具を着用する。
- ・ 取扱い後は手・顔などを良く洗い、休憩所などに手袋などの汚染保護具を持ち込まないこと。
- ・ 密閉された場所における作業では、十分な局所排気装置を付け、適切な保護具を着けて作業すること。
- ・ 炎や火気の近くで使用しないこと。

保管:

- ・ 保管場所は、食品、食器、飼料などと区別し、小児などの手の届かない所で、直射日光が当たらない乾燥した涼しい場所にする。
- ・ 他の容器に移して保管しないこと。
- ・ 容器は熱、発火源から離れた場所で保管し、消防法の規則に従うこと。

## 8. ばく露防止及び保護措置

保護具: 状況に応じて次の保護具を着用すること。

呼吸用保護具	フェニトロチオン、鉍油、キシレン、エチルベンゼン及びBHTに対応する防毒マスクを着用する。
手の保護具	耐溶剤性手袋を着用する。
眼、顔面の保護具	JIS規格に適合したできればサイドシールドがある保護眼鏡を着用する。大量に使用したり飛沫が飛ぶ場合は、保護面を使用する。
皮膚及び身体の保護具	長袖、長ズボンを着用する。

## 9. 物理的及び化学的性質

物理状態	澄明液体
色	淡黄色
臭い	わずかに特異な臭いがある
沸点又は初留点及び沸点範囲	情報なし
可燃性	情報なし
爆発下限界及び爆発上限界／可燃限界	情報なし
引火点	80℃
自然発火点	情報なし
分解温度	情報なし
pH	5.0～7.0(20倍稀釈)
動粘性率	5.2 mm <sup>2</sup> /s(cSt)(25℃)
蒸気圧	情報なし

密度及び／又は相対密度	0.913～0.923
相対ガス密度	情報なし
粒子特性	情報なし

## 10. 安定性及び反応性

反応性:	通常取扱においては安定。
化学的安定性:	通常取扱においては安定。
危険有害反応可能性:	下記の分解生成物が発生するおそれがある。
避けるべき条件:	熱や発火源を避けること。
混触危険物質:	情報なし
危険有害な分解生成物:	刺激性ガス[○] NO <sub>x</sub> [○] SO <sub>x</sub> [○] その他[CO]

## 11. 有害性情報

(製剤の情報)

急性毒性(経口)	(ラット)LD50 2,700 mg/kg
急性毒性(経皮)	(ラット)LD50 4,500 mg/kg
急性毒性(吸入:気体)	物理的状态又は化学構造が該当しない
急性毒性(吸入:蒸気)	情報がなく、分類できない
急性毒性(吸入:粉じん・ミスト)	情報がなく、分類できない
皮膚腐食性/刺激性	情報がなく、分類できない
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	情報がなく、分類できない
呼吸器感作性又は皮膚感作性	情報がなく、分類できない
生殖細胞変異原性	情報がなく、分類できない
発がん性	区分1Bに該当する物質を0.1%以上含有する
生殖毒性/授乳を介した影響	区分1・1A・1Bに該当する物質を合計0.3%以上含有する
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	区分1(神経系)に該当する物質を10%以上含有する
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	区分1(神経系)に該当する物質を1%以上10%未満含有する
誤えん有害性	区分1に該当する物質を10%以上含有する

## 12. 環境影響情報

(製剤の情報)

生態毒性(急性):	区分1に該当する物質の含有量による計算結果が25%以上となる(加算法)
生態毒性(慢性):	区分1に該当する物質の含有量による計算結果が25%以上となる(加算法)
残留性・分解性	情報なし
生態蓄積性	情報なし
土壌中の移動性	情報なし
オゾン層への有害性	情報なし

## 13. 廃棄上の注意

- 自治体の条例や指導に従って処分すること。
- 使用残、容器等の廃棄物は、許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約をして処理すること。
- 容器、機械・装置等を洗浄した廃水等は、地面や排水溝へそのまま流さないこと。
- 廃水処理、焼却などにより発生した廃棄物についても、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び関連する法規に従って処理を行うか、委託すること。
- 河川、湖沼、下水道等の水系や地下水を汚染する場所には捨てないこと。

## 14. 輸送上の注意

共通:	運搬に際しては、容器の漏れのないことを確認して、転倒、落下、損傷がないように積み込み、荷崩れの防止を確実にすること。
陸上輸送:	消防法、労働安全衛生法、毒劇法に該当する場合は、それぞれの法規に定められた運送方法に従うこと。
海上輸送:	船舶安全法の定めるところに従うこと。
航空輸送:	航空法の定めるところに従うこと。

国際規制: 国連分類 クラス9

国連番号	UN3082
品名	環境有害物質(液体)(d-T80-レスメトリンの混合物)
容器等級	III
海洋汚染物質	該当

## 15. 適用法令

薬機法	動物用医薬品
消防法	危険物第4類第三石油類(水溶性)
化学物質管理促進法(PRTR法)	
第一種指定化学物質	フェニトロチオン No.251
第二種指定化学物質	レスメトリン No.86
化学物質管理促進法(PRTR法)	(令和5年4月1日施行) (カッコ内は管理番号)
フェニトロチオン (No.251)、ピペロニルブトキシド(No.809)	
労働安全衛生法	
第57条 表示対象物質	フェニトロチオン No.349、鉱油 No.168 キシレン No.136、エチルベンゼン No.70、
第57条の2 通知対象物質	フェニトロチオン No.349、鉱油 No.168 キシレン No.136、エチルベンゼン No.70、 2,6-ジ-ターシャリ-ブチル-4-クレゾール No.262
毒物及び劇物取締法	非該当

## 16. その他の情報(記載内容の問い合わせ先、引用文献等)

- 1) 原料メーカーの安全データシート
- 2) 化学物質総合情報提供システム(独立行政法人製品評価技術基盤機構)
- 3) 化学商品(化学工業日報社)
- 4) JIS Z 7253(2019) GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法ーラベル、作業場内の表示及び安全データシート(SDS)

記載内容は現時点で入手できる資料、情報、データに基づいて作成しておりますが、物理化学的性質、危険・有害性等に関しては、いかなる保証をなすものではありません。また、注意事項は通常の手配を前提としたものなので、特殊な取扱いの場合には、用途・用法に適した安全対策を実施の上、ご利用下さい。

本品の使用に際しては、ラベル等の記載をよく読み、十分理解した上で、使用方法および用途を厳守して使用して下さい。

(複写はご遠慮ください)